

法務省民二第466号
令和4年3月28日

法務局長 殿

(東京、大阪、名古屋以外は参考)

地方法務局長 殿

(横浜、さいたま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、
京都、神戸、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、
岡山以外は参考)

法務省民事局民事第二課長
法務省民事局商事課長
(公 印 省 略)

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第48条の規定に基づく登録免許税の免税に係る証明書の様式について(依命通知)

標記について、別紙甲号のとおり経済産業省資源エネルギー庁長官から民事局長宛て照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

経 済 産 業 省

20220309 資庁第 5 号

2022 年 3 月 14 日

法務省民事局長 殿

経済産業省資源エネルギー庁長官

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 48 条の規定に基づく登録
免許税の免税に係る証明書の様式について（照会）

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）の一部施行に伴い、
承継法人が分割により承継した兼業者たる法人の権利の登記等の登録免許税の免税を受け
るための手続に関する省令（令和 2 年財務省令・経済産業省令第 3 号）に規定する経済産
業大臣の証明書の様式を別添 1 及び 2 のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか
照会します。差し支えなければ、その旨貴下法務局及び地方法務局に対し周知方お取り計
らい願います。

(別紙)
土地

所在	地番	地目	地積	権利の種類

(注)「権利の種類」欄には、「所有権」等の振合いで記載する。

(別紙)
建物

所在	家屋番号	種類	構造	床面積	権利の種類

(注)「権利の種類」欄には、「所有権」等の振合いで記載する。

(別添)

別添として、
分割計画書又は分割契約書
の写しを添付

法務省民二第465号
令和4年3月28日

経済産業省資源エネルギー庁長官 殿

法務省民事局長
(公印省略)

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第48条の規定に基づく登録免許税の免税に係る証明書の様式について(回答)

本月14日付け20220309資庁第5号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。